

## 令和4年度 第10回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和5年1月25日（水）午後3時00分～午後3時46分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 岡 田 善 行  
教育長職務代理者 石 橋 常 男  
委員 村 田 年 宏  
委員 上 村 恵 子  
委員 鈴 木 慶 一

■ 説明員 教育次長 竹 谷 正 則  
学校教育課長 城 野 成 子  
生涯学習課長 南 和 昇  
指導主事 吉 田 隆 司

■ 事務局 教育次長 竹 谷 正 則  
学校教育課課長代理兼指導主事  
大久保 欣 浩  
学校教育課主任 山 崎 進 吾  
学校教育指導員兼社会教育指導員  
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第12号 相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則の  
制定について
- 日程6 議案第13号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を  
改正する要綱  
議案第14号 相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付  
要綱の一部を改正する要綱
- 日程7 議案第15号 相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用  
承認について
- 日程8 その他

## ■ 議 事

### 岡田教育長

全員お揃いですので、ただ今から、令和4年度第10回定例教育委員会を開会します。  
日程第1、「議事録の承認」を議題とします。  
第9回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。  
議事録について、ご意見、ご質問があれば、お受けしたいと思います。  
質問等のある方は挙手願います。

(各委員より「なし」の声あり)

### 岡田教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。  
日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、鈴木委員にお願いします。  
日程第3、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。本定例教育委員会の会期は、本日、1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

### 岡田教育長

異議なしということですので、本定例教育委員会の会期は、本日、1日間に決定します。  
日程第4、「諸般の報告」を行います。  
1番から4番までは、教育次長から報告します。

### 竹谷教育次長

会議資料(1)をお開きください。

諸般の報告1、教育委員の任期満了についてです。教育委員の任期については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条において、4年と定められています。村田教育委員におかれましては、和東町からの選出として、平成31年4月から務めていただいております。本年3月末を以って、4年間の任期が満了となります。

諸般の報告2、相楽地方教育委員会連絡協議会教育長・教育長職務代理者合同会議の開催についてです。本年2月2日の木曜日、午後4時から木津川市立中央図書館にて開催されます。この会議では、令和5年度の役員体制や事業計画等について話し合われる予定となっています。石橋教育長職務代理者には、ご予定いただきますよう、よろしくお願い致します。なお、現在、相楽地教委連の会長には、木津川市教育委員会の有賀やよい教育長職務代理者が、副会長には連合教育委員会の岡田教育長が就かれています。

諸般の報告3、令和4年度山城地方教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会の中  
止についてです。山城地教委連の研修会については、本年2月に開催する予定で日程調整  
をされていましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、収束が見通せな  
い状況にあるとして、今年度の開催は見送られることとなりました。山城地教委連からの  
通知文書を付けさせていただいておりますので、ご確認をお願い致します。

諸般の報告4、令和5年度京都府市町村教育委員会連合会の事業計画（案）についてで  
す。京都府市町村教育委員会連合会事務局より、令和5年度の事業計画案が示されました。  
教育委員の皆さまには、本年5月31日の定期総会・研修会、10月下旬の大東市での近  
畿市町村教育委員会研修大会、11月13日の京都府内市町（組合）教育委員会研修会に  
ご参加いただきたいと思っておりますので、ご予定の程、よろしくお願い致します。詳細につき  
ましては、事務局より案内が届き次第、皆様に連絡させていただきます。以上です。

#### 岡田教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようですので、次、5番と6番は、学校教育課長から報告します。

#### 城野学校教育課長

諸般の報告5、管内小中学校卒業式の日程（案）についてです。令和4年度の各校の卒  
業式ですが、中学校は3月14日の火曜日に、小学校は3月17日の金曜日に、時間は各  
校とも午前9時30分開始予定です。教育委員の皆様にご出席いただきたいと思いた  
すので、予定いただきますよう、よろしくお願い致します。なお、出席の割振りにつ  
いては、次回の定例教育委員会で協議をお願い致します。

諸般の報告6、連合管内小中学校における新型コロナウイルス感染状況等について  
です。前回、ご報告させていただいてから1月17日までにあつた事象を報告しま  
す。児童生徒の12月分は、濃厚接触者43名、陽性者28名です。1月分は、濃厚接  
触者3名、陽性者0名です。教職員の12月分は、濃厚接触者9名、陽性者6名  
です。1月分は、濃厚接触者5名、陽性者5名です。以上です。

#### 岡田教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようですので、次、7番は、吉田指導主事から報告します。

#### 吉田指導主事

学校教育課の吉田です。1・2学期に行いました、いじめ調査（1回目）の追跡調査  
及び2回目のいじめ調査の結果について報告させていただきます。1回目の調査で認  
知したのは、小・中合計30件で、重大な事例はありません。また、3か月を過ぎ  
た追跡調査の

結果は、和東小学校5年の女子1名は、行為はもうないが嫌な思いをしていると感じており、1学期から引き続き、スクールカウンセラーも関わりカウンセリングなど相談活動を継続しています。また、和東中学校1年の男子2名は、今はありませんが、同様の事象が2学期もあり、3か月を経過していないので件数としてあげています。今後も学校と連携して再発しないよう注視してまいります。また、3月に2回目の追跡調査を実施し、報告を受けることになっていて、次年度の文科省問題行動調査に反映します。2ページの2回目のいじめ調査の結果ですが、認知件数は小・中合計20件でした。解消の要件が、いじめが止んで3か月が経過していることと、心身に苦痛を感じていないことの2つの要件を満たして解消となるため、すべて未解消となっています。2ページから各校の個別の事案を示しています。和東小学校の加害者として同じ児童が関わっていますので、事案は軽微ではありますが、その都度、指導を入れ、保護者とも連携していますが、注視していく必要があります。中学校から4件あがっていますが、小中学校とも今後、事案から3か月を経過して、その後の様子について個別に聞き取りをして追跡調査をします。現時点で各校から、いじめが大きく発展しているという報告は受けておりません。3ページは、今年度までのいじめ認知件数の推移です。今回のいじめの件数は、アンケートで認知した件数で、認知件数が0だからいじめがなく安心できる学校ということではなく、いじめはどこの学校にでも起こり得るという危機感を常に教職員・学校は持ち続け、いじめの未然防止と早期発見に向けた取組、具体的には個別の教育相談、情報の共有、心の教育、人権教育、道徳教育、また、教員と児童生徒のふれあいと人間関係を大切にし、小さな変化にも意識して気づくなど、組織的に対応することが大事であると考えています。また、学校では、つかみにくいネットによるいじめについても、一層、家庭と連携して、各校、未然防止に努めていく必要があると考えています。以上です。

#### 岡田教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようですので、次、8番から10番までは、生涯学習課長から報告します。

#### 南生涯学習課長

諸般の報告8、令和5年相楽東部広域連合二十歳のつどいの実施報告についてです。令和5年1月9日の成人の日、午後1時20分から南山城村文化会館（やまなみホール）で開催しました。平成27年から、1会場で開催として成人式を実施しております。今年からは、「二十歳のつどい」と名称を変更して開催しました。令和5年の対象者44人に対し、出席者40人、出席率は、この10年間の中で最高の91%となっております。笠置町は、対象者全員の100%でした。対象者は、年によって若干増減していますが、やはり少子化、転出の関係などで、年々減少傾向です。なお、今回も、連合管内の3町村から転出された20歳の方で、連合のつどいに参加したいと希望する連絡があり、参加者に

含まれています。

諸般の報告9、スポーツ推進委員会事業「ニュースポーツ交流会」の実施についてです。日時は、令和5年1月29日の日曜日、午前9時30分から、場所は、笠置小学校体育館です。今回は、最近テレビやYouTubeでも紹介されているモルックです。ルールもシンプルで、誰でも簡単に楽しめるスポーツで、数字付のピンに棒を投げて倒し、点数を競うフィンランド発祥のスポーツで、世界大会も開催されており、来年、2024年には、北海道函館で開催される予定です。

諸般の報告10、第29回相楽「少年の主張大会」の実施についてです。この2年間は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により開催が中止されていましたが、3年ぶりに、令和5年2月19日の日曜日、午後1時30分から山城総合文化センター（アスパアやましろ）で、青少年育成協会相楽連絡協議会主催で開催されます。発表者は、木津川市、相楽郡内に在住する小・中学生で、連合管内からは、笠置町・和東町・南山城村から小学生1名、中学生1名、それぞれ2名です。以上です。

#### 岡田教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようです。諸般の報告は、以上です。

日程第5、「議案第12号、相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則の制定について」を議題とします。議案を説明してください。

#### 竹谷教育次長

会議資料(2)をお開きください。

議案第12号、相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則の制定について。上記の議案を提出する。令和5年1月25日提出、相楽東部広域連合教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由、遠距離通学を行う連合立小中学校の児童生徒の通学用等に通学用のスクールバスの管理及び運行に係る規定については、これまで、南山城小学校及び笠置中学校に限り規則で定められておりましたが、今般、すべての連合立学校に関する必要事項を定めることとし、本規則を制定するものです。

#### 城野学校教育課長

相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則の制定について。議案を説明します。議案の提出理由にありましたように、遠距離通学を行う連合立小中学校の児童生徒の通学用スクールバスの管理及び運行に係る規定について、今般、新たに規則を制定するものです。今回、制定する規則は、12条からなり、第1条は、現行のスクールバスの管理運行の目的を規定しています。第2条は、「スクールバスの維持管理は教育委員会が行う」という規定です。第3条は、「スクールバスの運行管理者は教育長とする」という規定です。第4条は、「スクールバスの利用者の範囲」を定めています。同条第1項は、利用できる児童生徒

の対象区域を別表で定めています。なお、笠置小学校の児童は、笠置町が管理運行するバスを利用しておりますので、連合のスクールバスは運行しておりません。第2項は、第1項で定める対象区域外の児童生徒を小中学校が実施する学習活動、例えば、校外学習や交流学習などに利用できるように定めています。第3項は、和東町及び南山城村等が主催する行事等において、スクールバスを住民の交通手段として利用できるように定めています。第5条は、「スクールバスを利用する場合の使用料は、無料とする」と定めています。第6条は、利用の手続きです。和東町及び南山城村等がスクールバスを利用しようとする場合の申請手続きを規定するもので、別紙で様式も定めています。なお、災害等が発生し、緊急を要する場合は、当該申請を省略できる規定を設けています。第7条は、運行計画です。これまでの取扱いを条文化するものです。第8条の緊急措置、第9条の利用者の義務、第10条の保護者等の同乗制限、第11条の運行委託についても、第7条と同様に、これまでの取扱いを条文化するものです。附則ですが、この規則の施行日は、令和5年4月1日と定めるものです。なお、南山城小学校及び笠置中学校通学バス運行管理に関する規則は、本規則の制定により廃止します。以上、よろしくお願い致します。

岡田教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。石橋委員。

石橋委員

スクールバスを利用する場合の使用料は無料とするとありますが、スクールバスを運転する運転手については、どんな形になっているのでしょうか。

城野学校教育課長

第11条の規定により、教育委員会は、スクールバスの運行を民間業者等に委託することができるということで、スクールバスに関しては、現状、民間業者に委託しておりますので、その者が運転します。和東町や南山城村が利用される場合は、その町村で運転手を雇っていただいて運転していただくという形でお願いしています。

石橋委員

運転手は、申し込んだ方で用意しなさいということですね。分かりました。

岡田教育長

他はどうでしょうか。ご質問がないようですので、これより採決します。

「議案第12号、相楽東部広域連合スクールバス管理運行規則の制定について」、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

岡田教育長

挙手全員です。よって議案第12号は、承認されました。

日程第6、「議案第13号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」及び「議案第14号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱」を一括して議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第13号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。上記の議案を提出する。令和5年1月25日提出、相楽東部広域連合教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由、本連合の就学援助の費目及び支給額については、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の単価を基準に、近隣市町の状況等を参考にしながら定めています。こうした状況の中、このたび、令和5年度要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に定める「新入学児童生徒学用品費」の単価（1人あたりの年額）が引き上げられたことから、本要綱についても同様の改正を行うものです。

城野学校教育課長

議案を説明します。この就学援助費交付制度は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する」ことを目的としています。資料の「新旧対照表」をご覧ください。「提出の理由」にありましたように、このたび、文部科学省において、令和5年度の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に定める単価が引き上げられました。これを受け、本教育委員会においても、このたびの改正内容を参考に、準要保護児童生徒の保護者への就学援助費を同額に改めるものです。改正箇所は、別表の「新入学児童生徒学用品費」の中学校分、年額「60,000円」を「63,000円」に引き上げるものです。この改正規定は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。以上、よろしくお願い致します。

竹谷教育次長

続きまして、議案第14号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱。上記の議案を提出する。令和5年1月25日提出、相楽東部広域連合教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由、本連合の就学奨励の費目及び支給額については、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の単価を基準に、近隣市町の状況等を参考にしながら定めています。こうした状況の中、このたび、令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に定める「新入学児童生徒学用品費」の単価（1人あたりの年額）が引き上げられたことから、本要綱についても同様の改正を行うものです。

城野学校教育課長

議案を説明します。就学奨励費交付制度の目的は、本連合立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資す

るため、必要な支援を行うものです。この制度は、就学援助費交付制度の改正に合わせて、その都度、改正をしており、今回も就学援助費と同じ理由により、新入学児童生徒学用品費の1人あたりの年額を改めるものです。資料の「新旧対照表」をご覧ください。改正箇所は、別表の「新入学児童生徒学用品費」の中学校分、年額「30,000円」を「31,500円」に引き上げるものです。なお、この1人あたりの年額は、文部科学省が定める就学奨励費補助金交付要綱と同様に、就学援助費の2分の1の額となっています。この改正規定は、就学援助費と同様に、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。以上、よろしくお願い致します。

岡田教育長

これより一括して質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

ご質問がありませんので、これより採決します。採決は、一件ごとに行います。

「議案第13号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

岡田教育長

挙手全員です。よって議案第13号は、承認されました。

「議案第14号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

岡田教育長

挙手全員です。よって議案第14号は、承認されました。

日程第7、「議案第15号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

会議資料(3)をお開きください。

議案第15号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について。上記の議案を提出する。令和5年1月25日提出、相楽東部広域連合教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由、2023年1月20日付けで、けいはんなグリーンイノベーションフォーラムから申請のあった「木津川流域「ふるさと遺産」協働学習プログラム「柿渋教室」に係る後援名義の使用については、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認取扱規程第3条に定める承認基準を満たしていることから、本申請を承認するものです。



#### 南生涯学習課長

議案第15号の説明を致します。今回の「けいはんなグリーンイノベーションフォーラム(KGIフォーラム)」の後援に係る名義使用申請については、連合教育委員会に対して、初めての申請となります。申請者の「けいはんなグリーンイノベーションフォーラム」の所在地は、木津川市木津川台9丁目6番地、けいはんなオープンイノベーションセンター208です。申請者は、代表代行、千田(せんだ)二郎(じろう)氏です。千田氏は、同志社大学理工学部教授です。名義の申請は、後援。名義の範囲は、相楽東部広域連合教育委員会。主催者は、けいはんなグリーンイノベーションフォーラム、申請者と同じです。事業名は、木津川流域「ふるさと遺産」協働学習プログラム「柿渋教室」です。実施時期は、令和5年2月18日(土)12時15分から16時45分までです。実施場所は、株式会社トミヤマ(京都府相楽郡南山城村南大河原阿僧6番地5)です。事業の目的は、地域資源保全団体と連携し、木津川流域の地域資源を活用し、親子で一緒に体験する協働学習プログラムです。事業の内容は、「柿渋」をテーマとし、株式会社トミヤマの富山代表と連携し、「柿渋」の性質等についてクイズなどで学ぶとともに、「柿渋型絵染」によるコースター作りの体験学習を通じて、「柿渋」の利用などについて、理解を深める。また、その他、柿渋工場や柿渋製品の見学などがあります。参加対象は、南山城地域の小学3年生から6年生とその保護者です。最後のページは、配付予定のチラシです。この事業(プログラム)は、2022年度京都府地域交響プロジェクト交付金(京都府教育委員会所管)の助成を受けて実施されています。第1回は「竹」、第2回は今回の「柿渋」、第3回は「相楽木綿」を計画しておられるようです。なお、木津川市教育委員会は、この事業の後援を承認済です。どうぞ、よろしくご審議の程、お願い致します。

#### 岡田教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

ご質問がありませんので、これより採決します。

「議案第15号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認について」、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### 岡田教育長

挙手全員です。よって議案第15号は、承認されました。

日程第8、「その他」です。

会議資料(1)の最後のページをご覧ください。

1の「諸報告(送付済)事項」の①から⑥は、事前に配布しております。

何か、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(委員より特に声なし)

岡田教育長

特に、ご質問がありませんので、2の「次期定例教育委員会の開催日程（案）について」、協議したいと思います。事務局（案）を説明してください。

竹谷教育次長

今回の定例教育委員会は、2月24日の金曜日で計画させていただきました。議案としては、校長及び教頭の人事異動の内申について、諮らせていただく予定です。令和4年度末の人事異動事務の日程が示され、管理職の事前協議書が2月22日の水曜日に通知されることとなっており、3月1日の午前中に地教委から府教委へ内申書を提出する必要がある場合がございます。皆様のご都合はどうでしょうか。

（教育長、教育委員により「2月の定例教育委員会の日程」を協議する。）

岡田教育長

今回の定例教育委員会は、2月27日の月曜日、午後3時からです。

以上で、本日の日程は、すべて終了しましたが、何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特に、ないようですので、これをもちまして、令和4年度第10回定例教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

〈午後3時46分閉会〉

— 了 —